

令和4年第1回定例会（6月議会）

福祉環境委員会提出資料

—— 所管事項関係 ——

令和4年6月2日

健康福祉部

目 次

◎ 所管事項関係

1	中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プールの天井破損に伴う対応について	(長寿社会課)	1
2	「令和3年度歯科保健対策施策報告書」について	(健康づくり推進課)	2
3	「令和3年度がん対策施策報告書」について	(健康づくり推進課)	5
4	県立衛生看護学院の授業料等の改定について	(医療人材対策室)	8

【別 冊】

1	令和3年度歯科保健対策施策報告書	(健康づくり推進課)
2	令和3年度がん対策施策報告書	(健康づくり推進課)

中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プールの天井破損に伴う対応について

長寿社会課

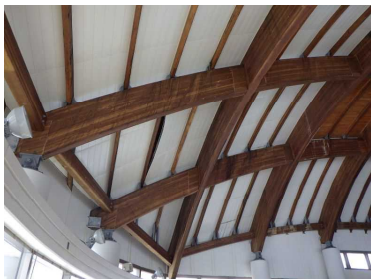
1 概要

中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プールの天井内張の破損に伴い、令和4年1月26日から屋内温水プールの営業を休止している。

早期再開を目指し、現地確認の上、破損箇所を調査したところ、天井内部は杉材、梁は米松の大断面集成材による木造であり、天井内部全体が腐食している可能性があることが判明した。

2 天井の状況

(天井全体)



(腐食箇所)



(腐食箇所)



3 対応方針

コロナ禍以前には年間3万6千人程度の利用があり、各種サークル等による団体利用も多いことから、再開に向け腐食の状態を調査した上で、修繕方法等について検討する。

4 スケジュール

令和4年5月	調査・基本設計委託（営繕課既定予算を活用）
7月	調査結果により今後の方向性を検討
8月	概算工事費算出、実施設計以降のスケジュールを決定

○屋内温水プール概要

- ・所在地：秋田市御所野下堤五丁目1-1
- ・設置者：秋田県
- ・指定管理者：（福）秋田県社会福祉事業団
- ・開設：平成9年8月
- ・利用者数：令和3年度 21,211人、令和2年度 26,705人、令和元年度 32,791人
- ・25mプール4コース、遊泳用プール、幼児用プール

「令和３年度歯科保健対策施策報告書」について

健康づくり推進課

1 趣旨

「秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例」の規定に基づき、令和３年度における歯科保健対策の推進に関し、県が講じた施策について明らかにする。

2 歯科保健対策の推進方針

- ・対象を、「乳幼児・学齢期」・「成人期」・「高齢期」及び「障害者・要介護者等」の４つのライフステージに分類
- ・それぞれを対象に、「意識醸成」と「環境整備」の２つの視点で施策を実施

3 施策内容

(1) 歯科保健対策事業（表彰事業）

- ・幼児及びその親を対象とした「親子よい歯のコンクール」において、市町村からの推薦者全員を表彰
- ・高齢者を対象とした「8020 いい歯の表彰」において、県歯科医師会からの推薦者全員を表彰
- ・「臼井記念歯科保健功労賞」において、模範となる歯科保健活動を実践した２つの保育園を表彰

(2) 歯科保健医療推進事業

①口腔保健支援センター推進事業

- ・学校や社会福祉施設等を訪問し、歯科保健指導を実施
(訪問施設 188 か所・参加者 5,006 人)
- ・フッ化物洗口推進のため、幼稚園・保育所(園)、学校等で、技術支援や普及啓発を実施
(フッ化物洗口実施率 R1 : 77.0%、R2 : 74.4%、R3 : 77.6%)
- ・「乳幼児歯みがきハンドブック」の作成、ハンドブックの有効活用のため市町村保健師等を対象に研修会を開催
(オンライン開催・参加者 56 人)



② 8 0 2 0 運動推進特別事業

- ・福祉環境部ごとに、地域課題をテーマとした一般市民向け研修会等を開催
(6 地区開催・対象者 1,133 人)
- ・オーラルフレイル予防や喫煙者に対する歯科保健指導についての研修会を開催
(オンライン開催・参加者 12 月 72 人、2 月 179 人)

③ 健口づくり連携推進事業

- ・口腔ケアを必要とする高齢者に対する歯科保健医療の提供体制構築のため、福祉環境部ごとに、歯科専門職と関連職種との連携を図ることを目的とした研修会の開催のほか、高齢者施設等へ啓発資材を配布
(7 地区実施・対象者 104 人、対象施設 273 か所)

④ オーラルフレイル予防啓発事業

- ・県民のオーラルフレイルについての理解や予防の機運を高めるため、知事と県に縁のある著名人による予防啓発動画を作成、動画をデジタルサイネージ等で放映



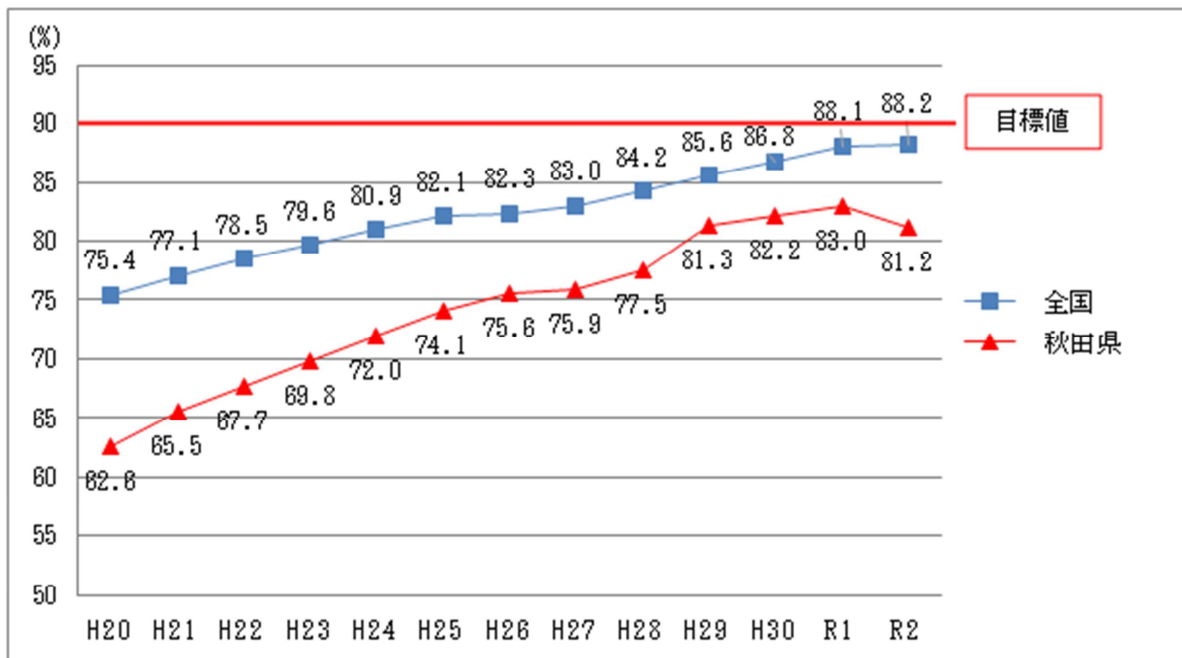
- ・オーラルフレイル予防対策を先導して担う人材の把握・育成のための研修会を開催
- ・歯科医院に通う 40 歳～59 歳を対象に、問診及び口腔機能検査を実施
(対象者 696 人)

(3) 妊婦歯科健康診査事業

- ・市町村に対し、妊婦歯科健康診査に要する経費の一部を助成
(R 3 利用率 : 54.9% (2,397 人))

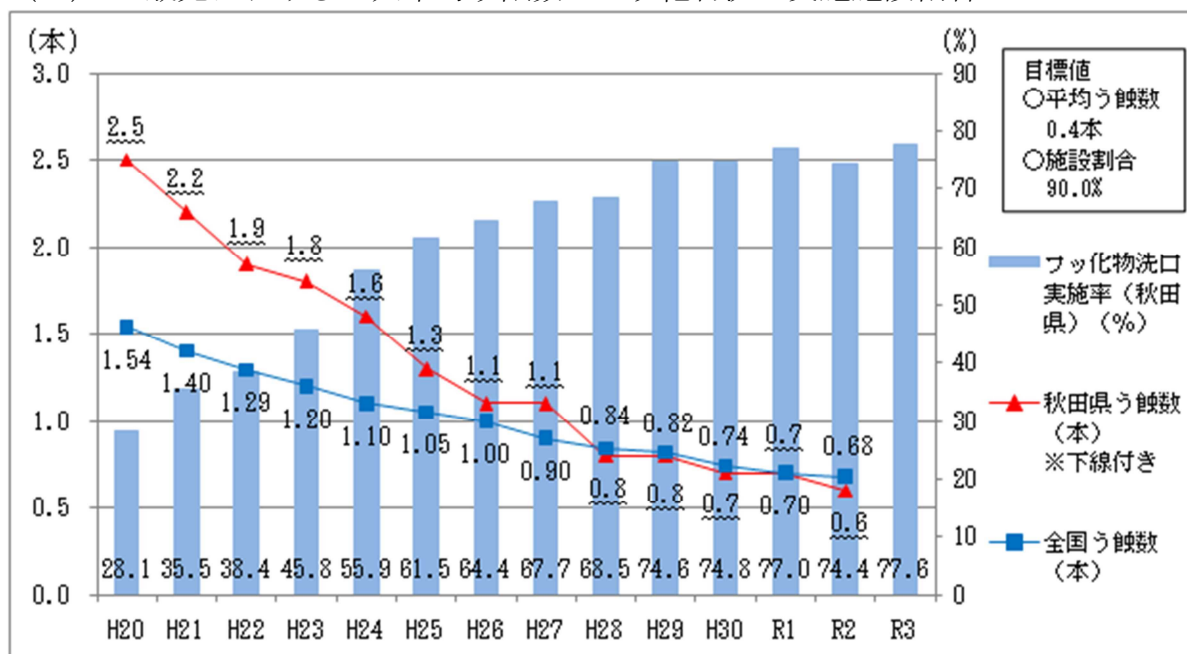
4 秋田県歯と口腔の健康づくりに関する基本計画に掲げる目標の達成状況

(1) 3歳児におけるう蝕のない者の割合



(出典：厚生労働省「母子保健所管国庫補助事業等に係る実施状況」、「地域保健・健康増進事業報告」)

(2) 12歳児における1人平均う蝕数とフッ化物洗口実施施設割合



(出典：文部科学省「学校保健統計調査」、健康づくり推進課「フッ化物洗口実施状況調査」)

(3) 20～50歳代において8020運動を知っている者の割合

- ・基準値 (H24 調査) から微減 (H24 : 53.1% → H30 : 52.6% → R3 : 52.3%)

「令和３年度がん対策施策報告書」について

健康づくり推進課

1 趣旨

「秋田県がん対策推進条例」の規定に基づき、令和３年度におけるがん対策の推進に関し、県が講じた施策について明らかにする。

2 がん対策の推進方針

- ・がん予防・がん検診の推進、がん医療の充実、緩和ケアの充実、がん患者等への支援など、多岐にわたる分野の取組を総合的かつ計画的に実施する。
- ・がん予防にあつては、たばこ対策、がん検診にあつては受診率向上、がん医療の充実にあつては人材育成と医療提供体制の整備に重点的に取り組む。

3 施策内容

(1) がんの予防

- ・「改正健康増進法」及び「秋田県受動喫煙防止条例」が、令和２年４月から本格施行
- ・受動喫煙対策推進員４名を配置し、相談専用ダイヤルを設置のうえ相談対応したほか、個別に事業所等を訪問し、法と条例の趣旨等について説明（取組状況）

通 報	相談（電話）	事業所訪問	説明会・出前講座	
			実施回数	参加者数
５件	１１７件	２７４か所	２６回	約１,０８０人

- ・秋田県健康づくり県民運動推進協議会ウェブサイト「秋田健」で、受動喫煙防止に積極的に取り組む事業所等の情報発信を行ったほか、事業者向け「受動喫煙防止対策ハンドブック」（５,０００部）を作成し配布
- ・県内の食品営業許可登録事業者約 ７,７００ 事業所を対象としたアンケート調査を実施し、飲食店における受動喫煙対策の実態把握に努めたほか、飲食店向け「店舗の受動喫煙防止対策ガイドブック」を配布
- ・喫煙者向けリーフレット（３０,０００部）を市町村健診等で配布したほか、子育て世代向け禁煙啓発リーフレット（２０,０００部）を母子手帳交付の機会を活用して配布
- ・大学や専門学校等と連携し、たばこの害に関する講義を実施
- ・「減塩」や「野菜・果物摂取」を目指したメニュー「秋田スタイル健康な食事」の認証制度の普及を図り、新たに １１ 店舗（５８メニュー）を認証



受動喫煙防止対策ハンドブック
(B5 版)

- ・「減塩」や「野菜・果物摂取」に関する知識の向上を目指した「新・減塩音頭」を作成し、啓発資材（ＣＤ）を関係機関に配布
- ・冬期間の運動不足を解消するため、商業施設を活用したウォークラリーを実施（参加者延べ 1,034 人）

（２）がん検診（早期発見）

- ・市町村が実施する胃がん検診について、受診者自己負担額を軽減又は無料化する経費に対し助成（助成人数：24 市町村の 3,044 人）
- ・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診について、コール・リコールによる受診勧奨を要件として、受診者自己負担額を軽減する経費に対し助成（助成人数：大腸がん 2,789 人、肺がん 2,596 人、子宮頸がん 2,207 人、乳がん 2,070 人）
- ・かかりつけ医による受診勧奨を実施（195 医療機関）
- ・歯科医及び薬局・薬剤師による受診勧奨を実施（モデル地区：横手市）
- ・がん対策推進企業等連携協定締結企業が啓発資材を活用して県民に受診勧奨を直接呼びかける取組を実施
- ・市町村が行うがん検診等に、ＩＣＴを活用した予約システムを導入するための経費に対し助成（県総合保健事業団及び 15 市町）

（３）がん医療の水準向上

- ・がんに関連した専門看護師、認定看護師等を養成する病院に対し、必要経費の一部を助成（助成実績：3 人）
- ・地域がん診療連携拠点病院等に対し、相談支援センターの運営等に要する経費を助成（助成実績：11 病院）
- ・秋田大学医学部附属病院がんゲノム診療センターの体制整備に要する経費を助成

（４）緩和ケアの充実・在宅医療等の推進

- ・地域がん診療連携拠点病院等が実施する緩和ケア研修会に対し助成（研修修了者数：医師・歯科医師 107 人、看護師・薬剤師等 57 人）

（５）がん患者等への支援

- ・「秋田県がん患者団体連絡協議会」の活動に対する助成
- ・がん治療に伴い医療用補正具を購入する人への一部助成（助成件数：ウィッグ 361 件、乳房補正具 43 件）
- ・妊よう性温存治療に要する費用に助成（3 件）するとともに、制度を周知するためのリーフレットを作成（1,800 部）し、県民及び医療従事者等へ配布したほか、医療従事者等を対象とした講習会を開催（参加者 61 名）

(6) がん登録の推進・その他

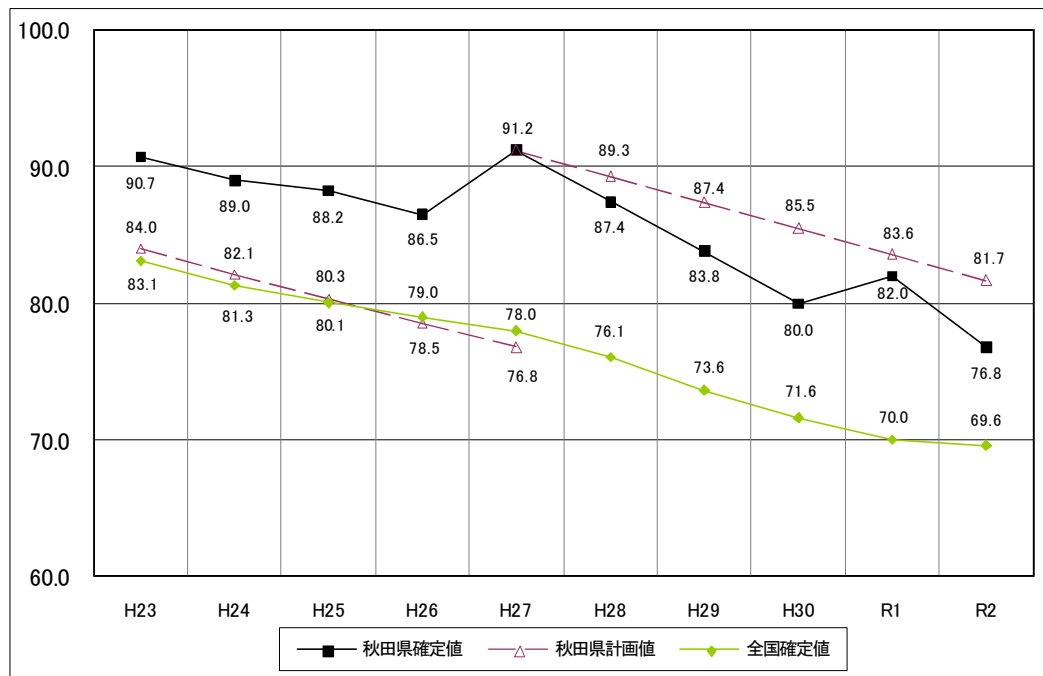
- ・ 県総合保健事業団に委託し、がん罹患に関するデータを収集・分析
- ・ 県の主催・共催・後援により、各種キャンペーン・フォーラム等を開催
(主催 1 事業、共催・後援 6 事業)

4 がん対策推進計画に掲げる目標の達成状況

(1) がんによる死亡

- ・ 75 歳未満年齢調整死亡率は、計画値を達成するも、全国でワースト 4 位

75歳未満年齢調整死亡率



(出典: 国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(人口動態統計))

(2) がん検診の受診率

- ・ 目標値の 50% を大きく下回っている状態

市町村が実施するがん検診の受診率

(単位: %)

	目標値	現状値 (令和 2 年度)	全国 (令和 2 年度)
胃 が ん	50	8.0	7.0
大 腸 が ん	50	8.5	6.5
肺 が ん	50	4.3	5.5
子 宮 頸 が ん	50	12.8	15.2
乳 が ん	50	15.2	15.6

(出典: 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」)

県立衛生看護学院の授業料等の改定について

医療人材対策室

1 概要

県立衛生看護学院の授業料は、平成20年4月に月額9,000円から9,900円へ改定して以来据え置きのため、全国の公立看護師養成校と比較してかなり低額となっている。(全国平均：約13,800円 下位から4番目)

また、入学料についても平成20年4月入学生から5,650円を徴収開始以来、改定していない。

一方で、令和4年4月から「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部改正により、ICTを活用するための基礎的能力の養成など新カリキュラムの実施に伴う環境の整備維持が必要となっている。

今後の衛生看護学院における適正な負担を確保するため、入学料および授業料の改定が必要と考える。

2 授業料等の改定内容

入学料と月額授業料を現行から1,000円引き上げる。

入学料	(現行) 5,650円	(改定後) 6,650円
月額授業料	(現行) 9,900円	(改定後) 10,900円

3 今後の対応

(1) 条例改正

令和4年秋田県議会第2回定例会(9月議会)に秋田県立衛生看護学院条例の一部改正条例案を提出。

(2) 改定後の授業料等の適用時期

条例改正後の入学者等から改定後の入学料、授業料を適用する。

①入学料：令和5年度入学選考合格者から改定入学料を適用

②授業料：令和5年度入学者から改定授業料を適用

【参考】

○歳入見込み(千円)

年 度	R2年度 決算額	R3年度 決算見込額	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
歳入増加見込額	—	—	65	845	1,325	1,805
歳入見込計	15,295	15,166	15,436	16,216	16,696	17,176

○学生負担額(年額)

(現行) 124,450円 (改定後) 137,450円 ※13,000円増